

子育て応援します！ いろいろな保育支援サービス

市では、子育てと仕事の両立を支援するため、保育園でお子さんを一時的にお預かりする「一時預かり」をはじめ、「休日保育」や「延長保育」など、子育て家庭のニーズに対応したさまざまな保育サービスの充実に取り組んでいます。ぜひご利用ください。

子育て支援課 ☎(25)8136

一時預かり

保護者の急な病気や入院、育児疲れの解消や私的な理由で、一時的な保育が必要となる場合にお子さんをお預かりします。



《内容》

- 仕事などの理由により断続的に保育が必要となる場合
家庭での保育が断続的に困難となった場合に、原則として週3日以内、利用開始の日から3か月を限度としてお預りします。
- 急な入院や看護などのため、緊急・一時的に保育が必要となる場合
保護者等のケガや病気、入院などで緊急かつ一時的に保育が必要になった場合、原則として14日以内の期間を限度としてお預りします。
- 育児疲れの解消などのため保育が必要となる場合
保護者の育児に伴う心身の負担を軽減するため一時的に保育が必要になった場合、原則として1日を限度としてお預りします。

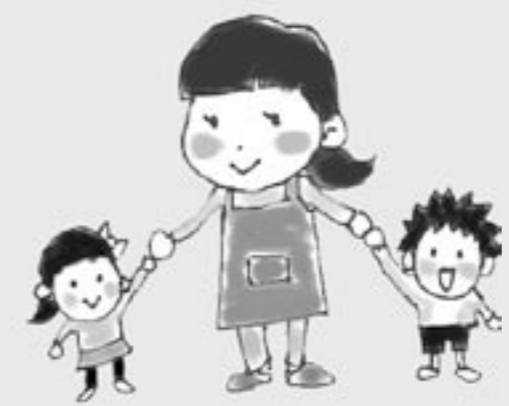
○ 対象
市内に居住している未就園児

○ 実施保育園
市内全ての保育園

○ 利用時間
・ 平日 8時～18時
・ 土曜日 8時～12時
※一部の私立保育園では、土曜日の午後も利用できます。

○ 利用料
園によって異なりますので各保育園にお問い合わせください。
(参考) 市立保育園の場合
4歳児以上 1,200円
3歳児 1,600円
3歳児未満 2,000円
※利用した時間が4時間以下の場合、半額となります。
※給食やおやつをご利用の場合は、別途250円をいただきます。

○ 利用方法
事前に各保育園、市役所子育て支援課または各保健センター(新旭除く)、朽木支所で予約・申請を行ってください。
また、事前の準備として見学等が必要な場合もありますので、各実施保育園に確認してからご利用ください。



休日保育

休日に、保護者が仕事や病気などのために、家庭でお子さんの保育ができない場合に、保護者に代わって保育する制度です。

○ 対象・条件
(対象) 市内保育園に入園している園児
(条件①) 休日に仕事などで保育ができない場合
(条件②) 休日に冠婚葬祭など緊急の理由で保育ができない場合

○ 実施保育園
なないろ保育園

○ 利用できる日および時間
休日(日曜日・祝日・祭日)
8時～18時

○ 利用料
3歳以上 2,300円
1,2歳 2,800円
6か月以上1歳未満 3,000円

○ 利用方法
利用日の前月25日までに、実施保育園で予約・登録申請を行ってください。
※2歳未満の方は事前に面接をします。
※必ず週1回子どもとふれあいの日を設けて、園を休んでくださる方を対象とします。

延長保育

市内各保育園では、保護者の仕事の都合や通勤時間などの理由により、延長保育サービスを実施しています。

○ 対象
市内の各保育園に入園している園児

○ 実施保育園
市内全ての保育園

○ 利用時間
園によって異なりますので各保育園にお問い合わせください。
・ 市立保育園 19時まで
・ 私立保育園 19時までの園と19時30分までの園があります。

○ 利用料
園によっては通常の保育料とは別に、利用料金をご負担いただきます。
詳しくは各保育園にお問い合わせください。

○ 利用方法
実施保育園に利用申請書を提出してください。



～ 考えてみよう ～ こんなことはありませんか？

何度言っても言うことをきかない



親が困る行動にはいろいろありますが、食事・排せつ・睡眠などの行動はすぐに改善しない場合があります。

これらの問題では、子どもの成長を待つ必要もあります。また親が矛盾するメッセージを出している場合があります。例えば「早く食べなさい」と指差しながら怒鳴る状況です。言葉では「食べるように」と伝えていても、大きな声と指差しからは「怯えさせる」メッセージが出ています。

食事の飲み込みは、リラックスしていないとスムーズにできません。怒鳴られることで緊張が高まり飲み込みにくい状況を作ることがあります。排せつでも、怒られ緊張する事で出しにくくなります。

子どもに伝える時は、安心して行動できる場かどうか考えてみましょう。

●参考文献
「むずかしい子を育てるペアレント トレーニング(野口啓示著)」

相談先 子育てに疲れていませんか？ お気軽にご相談ください

- 子ども家庭相談課
☎(25)8517
または市内各保健センター
- 滋賀県中央子ども家庭相談センター
☎077(562)1121